

2006年3月10日

厚生労働大臣

川崎二郎殿

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案提出者

民主党	山本孝史
	谷博之
	柳田稔
	犬塚直史
	白眞勲
日本共産党	小池晃
社会民主党	福島みずほ

要 請 書

私どもは、予てより、「被爆者は、どこにいても被爆者である」との認識の下に、被爆者援護法の規定は在外被爆者等に適用があることを改めて確認し、国外からの被爆者健康手帳の申請、医療費等の申請、各種手当の申請等並びに死亡した在外被爆者に係る葬祭料の申請を行うことができるようにするとともに、あわせて、在外被爆者に対する健康診断の実施、在外被爆者の保健、医療及び福祉に関する事業の実施等について定めるため、同法の改正案を提出してきたところである。

この度、2月8日広島高等裁判所において、「402号通達によって、国は日本国外にいる期間は手当の支給を打ち切ってきたが、そのことは法律の立法趣旨に反し、権利の乱用にあたる」とし、「日本国外においての期間についても、時効等にかかわらず手当を支給すべきである」との判断を示した。

我々は、この判決を正しいものと受けとめている。ついでに国は、402号通達を出したことの誤りを認めるとともに、既に時効と主張している分も含めて手当等を早急に支給すべきである。併せて、日本国内に居住地を有しないものが被爆者健康手帳の交付を受けようとするときは、国外の居住地からの交付の申請を認めるとともに、医療や介護や葬祭料の給付についても、日本国内における被爆者と同様の措置が受けられるようにすべきである。

以上強く求める。